

田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、芸術文化及びスポーツ競技の全国大会等に出場する者及び団体を激励し、芸術文化及びスポーツ活動の振興及び競技力の向上を図るため、田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金（以下「激励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「全国大会等」とは次の各号に掲げる団体が主催、共催又は後援する大会をいう。

- (1) 文部科学省若しくは文化庁又はスポーツ庁
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会正加盟団体又は準加盟団体
- (3) 公益財団法人日本体育協会加盟競技団体
- (4) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (5) 公益財団法人全国高等学校文化連盟
- (6) その他市長が特に認める団体

(激励金の交付対象となる者及び団体)

第3条 激励金の交付対象となる者及び団体は、次の各号に掲げるいずれかに該当し、全国大会等に出場するものとする。

- (1) 田村市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 市内の小学校又は中学校に在籍する者
- (3) 市内の小学校又は中学校を卒業した者で、保護者が市内に在住する中学生又は高校生及び大学生等
- (4) 市内に活動の拠点を有する団体で、出場者の過半数が田村市の住民基本台帳に登録されている者で構成される団体

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、激励金を交付しない。

- (1) 市内又はこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ない場合。ただし、県等を代表したチームに選抜され、予選等を実施しない場合は、この限りでない。
- (2) 田村市教育委員会の所管に係る補助金等交付要綱による補助金等の交付を受ける場合
- (3) 他の自治体から全国大会等出場による補助金又は激励金の交付を受けることができる場合
- (4) 全国大会等に出場する監督、コーチ等

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号、第2号及び第3号に定める個人 10,000円
- (2) 第3条第4号に定める団体

- ア 5人以下の場合 20,000円
- イ 6人以上10人以下の場合 30,000円
- ウ 11人以上の場合 50,000円

- 2 全国大会等のうち、同一の大会で個人競技及び団体競技の双方に出場する場合は、個人競技のみを対象とする。
- 3 外国で開催される国際大会に出場する場合は、激励金の額を増額して支給することができるものとし、その額は、市長が定める額とする。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、全国大会等が開催される日の10日前までに田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に申請するものとする。また、市長は必要に応じて添付する書類を追加することができる。

- (1) 予選又は選考会の結果が記載された書類
 - (2) 開催要項等、全国大会等の内容が記載された書類
 - (3) 参加申込書又は推薦書等、全国大会等に出場することが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要とする書類
- 2 申請は、第3条第1号、第2号及び第3号の場合は本人が、同条第4号の場合は団体の代表者が行うものとする。ただし、本人が未成年者である場合は、保護者又は団体の責任者が申請するものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条の申請があったときは速やかにその内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、激励金を交付する。

(結果報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、当該大会終了後30日以内に、大会成績が確認できる書類を添えて、田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場結果報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、激励金の交付を受けた者及び団体が、次のいずれかに該当するときは、既に交付した激励金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。

- (1) 激励金の交付申請又は結果報告書に虚偽又は不正があったとき
- (2) 全国大会等の出場を取り消されたとき
- (3) 全国大会等の出場を自ら取りやめたとき

(交付限度)

第10条 激励金の交付限度は、個人及び団体ともに、同一の会計年度内に3回を限度とする。

- 2 個人としての交付及び所属団体としての交付は、当該個人の交付回数に合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱の廃止)
- 2 田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱（平成 21 年田村市教育委員会告示第 2 号）は廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行日の前日までに、田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日告示第 1 0 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。